

## ご遺族の方へ

### 公的年金受給者の方へ

公的年金を受け取っていた方が亡くなられたときは、亡くなられた月分までの年金を「未支給年金」として請求できます。未支給年金の手続きは、受給権者の死亡の届け出も兼ねて届け出が遅れると返納金が発生する場合がありますので、お早めにお手続きをお願いします。※年金に加入中、または受給前だった場合は手続きの内容や必要な書類等が異なりますので、下記の間合せ先で手続き等をご確認ください。

#### 《必要な書類の例》

- ① 年金証書（無い場合は紛失届）
- ② 請求者の戸籍謄本もしくは抄本（死亡者と請求者の続柄が分かるもの）
- ③ 請求者の世帯全員の住民票（通知カードまたはマイナンバーカード持参で省略可）
- ④ 請求者名義の預金通帳
- ⑤ 手続きする方の本人確認ができるもの
- ⑥ 委任状（請求者以外の方が代理で手続きをする場合）

#### 《間合せ先》

○ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

※亡くなられた方が受給していた年金が障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金のみの方は、届け出（請求）する方の住所地の市区町村国民年金担当課でも受付できます。

#### 【住所地が下仁田町の場合】

下仁田町役場 住民税務課 住民係 ☎ 0274-82-2112（直通）

### 農業者年金受給者の方へ

農業者年金受給権者が死亡しますと、年金受給権者死亡届（未支給年金支給請求書）の提出が必要です。手続きに必要な書類は場合により異なりますので、まずは下記の連絡先までお問い合わせ

#### 【必要な書類等】

- ① 年金証書（無い場合は紛失届）
- ② 年金受給者の死亡の記載がある戸籍または除籍謄本
- ③ 死亡者と請求者の続柄が分かる戸籍謄本（②で続柄が確認できる場合は不要）
- ④ 請求者の預金通帳（未支給年金が支給される場合に必要となります）
- ⑤ 請求者の印鑑

《間合せ先》 下仁田町役場農業委員会事務局 TEL 0274-64-8806（直通）